## 道路 交通法 の一部を改正する法律

道 路 交通 法 (昭 和 三十 五 年法 律 第百 五. 号) の 一 部を次のように改正する。

第三 一条中 中 型 自 動 車  $\mathcal{O}$ 下 に 潍 中 型 自 動 車 を加 える。

第四 + 五 条  $\mathcal{O}$ 第 項 第 号 中 「第 七 + 条  $\mathcal{O}$ 五 第二 項」 を 「第七 + -条  $\mathcal{O}$ 五. 第三 項」 に 改 め、 同

号中 第七 十一条 0 六第一 項又は第二 項」 を 「第七十 条の六 第二項又は第三項」 に 改め る。

十七条第一項中 「若しくは第六項」 「から第七 (第二号を除く。 で に改 同条第二

を

項

ま

め、

項中

項

第六

並 がに を 「及び」に、 「及び第六項」 を 「から第七 項 (第二号を除く。 まで」 に改 め、 同 条第 兀 項 中

一若し Š は 第六項」 を か 5 第七 項 (第二号を除く。 まで」 に改 めめ る。

第七 + 条第二 号 中 車 1 す を  $\neg$ 車 椅 子 に 改 め、 同 条 第 五 号  $\mathcal{O}$ 兀 中 第 七 + 条 0 五 第 項 か 5 第三

項まで」 を 第七 + <del>--</del> 条の 五. 第二 項 から 第四項まで」 に、 若 しくは第二 一項に」 を カ 5 第三項 までに」 に

第 七十 条の六 第一 項若しくは第二項 文は」 を 「第七十一 条の六第二項若 しくは第三 一項若し くは」 に改

め、 普 通 自 動 車  $\mathcal{O}$ 下に 「又は第七十一 条 の六 第一 項に 規定する標識 を付い けた準中 型自? 動 車 を 加 え る。

第七 <u>-</u>-条の 五. 第三項を同 条第四項とし、 同条第二項中 「この条及び次条にお 1 て を削 り、 同 項を 同 条

免 運 に係 第三項とし、 許 転 る上位 することができる自 (第 八 + 免 匹 許 同条第一項中 条 (第 第 八十五 二項  $\mathcal{O}$ 動 仮 車 条第二項 「ある者」の下に 等 運 転 以 免 許 下  $\mathcal{O}$ 規定に を除 「免許 <\_ より一 自 動 を 現に受けてい 車 · 等 \_  $\mathcal{O}$ 1 う。 種 という。 類 第  $\mathcal{O}$ 百 運 る普通自 転 条 免許 か 二 を運 第 に 転 っつい 動 することができる 車免許を受けた日以後に当該 項 第 て同 号及 条第一 び 第三 項  $\mathcal{O}$ 号 他 表 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 種 区 お 分に 1 類 7  $\mathcal{O}$ 免許 運 従 同 転 ľ 1

を受けた者」

を加え、

同

項

を

同

条第二項とし、

同

条

に第一

項とし

て次の

項を加える。

7 許 内 許 を に 内 7 第  $\mathcal{O}$ 現 八十 た期 準 効 閣 中 府 に 力 匹 令で定めるところに 間 受 型 が げ 自 停 条第三 (当 Ź 動 止されて 該 車 お 項 免許 り、 免 許  $\widehat{\mathcal{O}}$ 準  $\mathcal{O}$ カ を受けて 1 効 中 つ、 た 分 期 型自 ょ が 間 現に受け · 停 り準 動 いたことが を除く。 止 車 さ 中 免許を受けた者で、 型 É れ 自 7 1 あ が 動 V る る者そ 車 た 潍 通算して一 期  $\mathcal{O}$ 中 前 間 型 を除り 自  $\mathcal{O}$ 面 他 及び後面 動 年 当該 < 車  $\mathcal{O}$ 者 に 免 で政令で 達しな 準 許 に内 を受り が 中 型自 通 で定め け 閣府令で定める様式 算して二年以上で 1 動 た ŧ 車 日  $\mathcal{O}$ る 免許を受けてい 前 **当** ŧ に 当 該  $\mathcal{O}$ 免許 及 該 CK 普 を受け、 ある者を除く。 同 通 の標識を付けない 項 自 、 た 期 動  $\mathcal{O}$ 普 た 車 日 間 通 免 前六 自 許 (当 を 動 該 受け 車 月 は 以 免 免

で 潍 中 型 自 動 車 を 運転 L て はならな

第七 + -条  $\mathcal{O}$ 五. の付 記中 「及び第二項」 を 「から第三 項まで」 に改める。

第七 十 一 条の六中第二 項を第三項とし、 第一 項を第二項とし、 同 条に第一 項として次  $\mathcal{O}$ 項を. 加 える。

付 転 され することができる免許 第 八十 7 五 1 条第 る ŧ  $\mathcal{O}$ 項若 は 内 しくは第二項 閣 を受け 府 令 た者 で定 で政 文は め るところに 令 第 で 八 定 十六条第 8 ょ る 程 n 度 潍 項 若 中  $\mathcal{O}$ 型 聴 自 覚 しく 障 動 車 害 は 第二  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 前 項 ること 面 及  $\mathcal{O}$ 規 び を 定 後 理 に 面 由 ょ に 内 に り 当 閣 潍 該 中 府 令 免 型 で 許 自 定 12 動 条  $\Diamond$ 車 る 件 を 様 を 運

式 0) 標 識 を 付 け な 1 で 潍 中 型 自 動 車 を 運 転 L て は な 5 な

第七

+

条

の 六

 $\mathcal{O}$ 

付

記

中

第

項

に

を

第

項

及

び

第二項

に

に改

Ø

る。

第七 + 五. 条 第 項 第 五 号 中 若 しく は 中 型 自 動 車 を 中 型自 動 車 若 しく は 準 中 型 自 動 車 に 改

型 違 自 反 動 L て中 車 若 型 L < 自 動 は 車 普 通  $\mathcal{O}$ 自 下 動 12 車 を 若 運 しく 転 は 準 同 中 条 型 第 自 八 項 動 車 を 加 を、 え、 同 同 条第 条 七 第 項」 八 項」  $\mathcal{O}$ 下 を に 同  $\mathcal{O}$ 条 第 規 定 九 項」 に 違 に、 反 L 7 準 同 条 中

第九項」を「同条第十項」に改める。

第七 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 一第 項 中 中 型 自 動 車 0 下に 潍 中 型自 動 車 を 加 える。

第 八 十四四 条第三 項 中 中 型 免 許 とい う。 \_  $\mathcal{O}$ 下 に 準 中 型自 動 車 免 許 ( 以 下 準 中 型 免 許 Š

を加

え、

九

種

類

を

十

<del>植</del>

類」

に改

め、

同

条第

五.

項中

中

型

仮

免

許

という。

 $\mathcal{O}$ 

下

に

準

中

- 9 .

型自 動車仮免許 (以下「準中 型仮免許」 という。 を加え、 「三種類」 を 四四 種類」 に改める。

第八十 五. 条第 項  $\hat{O}$ 表中 型自 動 車  $\mathcal{O}$ 項 0) 次 に次のように加える。

準中型自動車

準中型免許

第 八 + 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 大 型 免 許  $\mathcal{O}$ 項 及 び 中 型 免 許  $\mathcal{O}$ 項 中 普 通 自 動 車 を 準 中 型自 動 車 普 通 自 動 車

に改め、同項の次に次のように加える。

準中型免許

通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転

車

普

第八十一 五. 条第 匹 項 中 中 -型免許\_ 0) 下に 潍 中 型 免 許 を 加 え、 同 条 第 五. 項 中 中 型 一免許\_  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ 

準中 型 免 許 を加 え、 又 は 中 型 自 動 車 を 中 型 自 動 車 又 は 進 中 型 É 動 車 に 改 め、 同 条 第 六 項中

中 型 免 許  $\mathcal{O}$ 下 に 準 中 型 免 許 を、 中 型 自 動 車  $\mathcal{O}$ 下 に 又 は 準 中 型 自 動 車 を 加 え、 同 条 第 + 項

中 中 型免 許 の 下 に 準 中 型免 許 を加 え、 同項 を 同 条第十二項とし、 同 条中 第 + 項を第十 項とし、

第 九 項を第十項とし、 第 八項を第九項とし、 同条第 七項 中 「受けた者」 の 下 に (準 中 型 一免許、 を現に受けて

1 る者を除く。 を、 中 型免許」 の 下 に 準中型免許」 を加え、 同 『項を同り 条第八項とし、 同 条第六項

の次に次の一項を加える。

7  $\mathcal{O}$ 潍 中 型 免許を受けた者 規 定に カ カン (大型免許 それぞ 又は中型免許を現に受けてい る自 る者を除く。) 車 転することはできな で、 次の各号に掲げるも

は 第二 項  $\mathcal{O}$ わ らず、 れ 当 該 各号に定め 動 を 運

<u>一</u> 十

歳

12

満

た

な

1

者

又

は

大型

免

許

中

型

免

許、

準

中

型

免

許、

普

通

免

許

若

しく

は

大

型

一特

殊

免

許

 $\mathcal{O}$ 

7

ず

れ かを 受 け 7 11 た 期 間 **当** 該 免 許  $\mathcal{O}$ 効 力 が 停 止 され 7 1 た 期 間 を 除 が 通 算 L て三 年 に 達 し な 7 者

政令 で定め る 潍 中 型 自 動 車

大型 一免許、 中 型免 許、 準 中 型 免 許 普 通 免許 又は大型特 殊免許!  $\mathcal{O}$ *\* \ ずれかを受けて ر ر د ر 、 た 期 間 (当 該 免

許  $\mathcal{O}$ 効 力 が 停 止 され て 1 た 期 間 を除 が 通 算 して二年 に . 達 L な 7 者 政令で定め る普 通 自 動 車

第八 + 五 条  $\mathcal{O}$ 付 記 中 第 九 項」 を 第十項」 に 改 8 る。

第八 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 中 中 型 自 動 車  $\mathcal{O}$ 下 に 及 び 潍 中 型 自 動 車 を 加 え、 同 条 第 項 中 中 型 自 動 車

0) 下 に 潍 中 型 自 動 車 を 加 え、 同 条 第 兀 項 中 中 型 免 許 0 下 に 進 中 型 免 許 を 加 え る。

第 八 + Ł 条 第 項 中 「大型自 動 車 中 型 自 動 車 0 下 に 準 中 型 自 動 車 を、 中 型 仮 免 許 を  $\mathcal{O}$ 下 に

準 中 型 自 動 車 で あ るときは 進 中 型 仮 免許、 を」 を 加 え、 同 条 第二 項 中 中 型 自 動 車  $\mathcal{O}$ 下に 準 中 型

自 動 車 を、 「は 中 型自 動 車  $\mathcal{O}$ 下 に 準 中 型 自 動 車 又 は 普 通 自 動 車 を、 潍 中 型仮 免許 を受け た者 は 準 中

若し 型自 Š 「動車」 は準 中 を加え、 型自 動 車 同条第六項ただし書中 を 運 転することができる第一 「又は」を 種 免 「準中型仮免許を受けた者が大型自 許若 しくは第二種 免許を受け、 又は」 1動車、 に改 中 型自 動 車

中 型 自 動 車  $\mathcal{O}$ 下 12 潍 中 型 自 動 車 を加 え る。

第 八 + 八 条 第 項 第 号 中 普 通 免 許 を 準 中 型 免 許、 普 通 ) 免 許\_ に 改 め、 同条第二 項 中 普 通 仮 免許

を 潍 中 型 仮 免 許 及び 普 通 仮 免 許 に 改め る。

第九 十条 第 項 第 一号 の二中 認認 知 症  $\mathcal{O}$ 下に 「第百二条第一項及び」 を加 え、 同 項 第 七号中 第 百

条第 六 項 を 第 百二条第 項 か 5 第三 項 ま で 0) 規 定 に よる命令を受け、 又は 同 条第六項」 に改 8 る。

第九 + 条 の二第 項 第 号中 中 型 免 許  $\mathcal{O}$ 下 に 準 中 型 免 許 を加 える。

第 九 十六 条第二 項 か 5 第 兀 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 並 び に 同 条 第 五. 項 第 号及 び 第二号中 普 通 免 許 を 準 中 型免

許、普通免許」に改める。

第 九 十六 条の二中 「大型· 一免許、 中型 免許」の下に 一、 準 中 型 一免許」 を、 中 型仮免許」の下に 準 中 型

免許  $\mathcal{O}$ 運 転 免 許 試 験 を受けようとする者にあ つては大型 仮 免許、 中 型 仮 免 許 又は 準中 型仮 免許」 を加える。

第九 十七 条第二 項中 中 型免許」 0 下に 準 中 型免 許 を 加 える。

第九 十七条の二第一項第一号中 「中型免許」 の 下 に  $\overline{\ }$ 準中 型免許」を加え、 同項第四号中 「中型自動 車

 $\mathcal{O}$ 下に 準中 型 自 動 車 を、 中 型仮免許」 の 下 に 準 -中型仮 免許」 を加える。

第百条 の 二 第 項 中 「公安委員会は」 0 下 12 準 中 型免許」 を加え、 「第八 + 五条第二 項 0 規 定に ょ り

該 免 許 に **つ** V 7 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 区 一分に 従 7) 運 転 することが できる自 動 車 等 ( 以 下 免 許 自 動 車

を 「当該 免 治許に係る る免許自 動 車 等」 に改め、 「者が」の下に 当 該免許に係る」 を加い え、 同 項 第一

号中 「免許 自 動車 等を運転することができる他 の種 類  $\bigcirc$ 免許 (仮免許を除く。 第三号におい て 及び  $\Box$ 

とい う。 <u></u> \_ を削 り、 同項第三号中 「以後に」 の 下 に 「当該 免許に係 る を加え、 同項第四号中 間 に

下に「当該免許に係る」を加え、同項に次の一号を加える。

五. 当 該 免 許 が 準 中 型 免 許 で あ る場 合に お 1 て、 普 通 免 許 を現に受け 7 お ŋ か つ、 当該 準中 -型免許: を受

け た 日 前 に当 該 普通 免許を受け てい た期間 (当該: 免許 の 効 7力が停-止されてい た期間 を除い が 通 算し

て二年以上である者

第百 条 水の三第 項ただし書中 第百二条第二項」 を削り り、 「第百八条の二第一 項第十二号に掲げる」

を「同項第十二号に掲げる」に改める。

0

第百一条の六の次に次の一条を加える。

(臨時認知機能検査等)

第 百 条  $\bigcirc$ 七 公 安委員会は、 七十 五. 歳以· 上  $\mathcal{O}$ 者 (免許) を現に受けて 1 る者に限 る。 が、 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 運 転

に 関  $\mathcal{O}$ 法 律 若 Š は この 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基づ < 命 令  $\mathcal{O}$ 規 定 又 は ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 処 分 に 違 反 す る

行 為 のう 6 認 知 機 能 が 低 下 L た場合に行 わ れ B す 1 ものとし て政令で定め る行為をし たときは そ  $\mathcal{O}$ 者 が

当 該 行為をした 日 . の 三 一月前  $\mathcal{O}$ 日 以 後に第九 + 七条の二 第一 項第三号若しくは 第五号、 第百 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項

t  $\mathcal{O}$ 7 内 閣 府 令で定れ 8 る場合を除き、 そ 0 者 に 対 Ļ 臨 時 12 認 知 機 能 検 査 を行 Š ŧ  $\mathcal{O}$ 

認 知 機 能 検 査 を行う旨 を当 該 認 知 機 能 検 査 に係 る者 に . 書 面 で 通 知 L な け れ ば な 5 な

2

公

安委

員

会

は

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

n

認

知

機

能

検

査

を

行

おうとすると

き

は、

内

閣

府

令

で

定

め

るところに

ょ

V)

又

人はこの

条第三項

0)

規定

に

より

認

知

機

能

検

査

を受けた場合そ

0)

他

臨

時

に

認

知

機

能

検

査

を受け

る必

要が

な

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ 5る通 知 を受けた者 は、 当 該 通 知 を受け た日  $\mathcal{O}$ 꾟. 日 か 5 起算 L た期間 (認 知 機 能 検査 を受

け な いことについ て政令で定めるや 、むを得、 な 7 理 由  $\mathcal{O}$ あ る者 にあつては、 当該 期 間 か 5 当 該 事 情  $\mathcal{O}$ 存 する

期 間 を除 7) た期 間 が 通 算 して一 月を超えることとなるまでに、 認 知 機 能 検 査 を受け、 なけ れ ば ならな 

公安委員会は、 前項の規定により認知機能検査を受けた者が、 当該 認知機能 検査の結果、 その者が当該

4

認 知 機 能 検査を受け た 日 前  $\mathcal{O}$ 直 近に お V て受けた認 知 機能 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果その 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を勘: 案 して、 認 知 機 能

 $\mathcal{O}$ 低 下 が 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 運 転 に 影響を及 ぼ はす可 能 性 が あ るもの として 內 閣 府 令 で定 め る基準 12 該当するときは

そ  $\mathcal{O}$ 者 に 対 Ļ 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より 受け た 認 知 機 能 検 査  $\mathcal{O}$ 結 黒に基が づ *\* \ て第 百 八条 の二第 項第十二号に

掲げる講習を行うものとする。

5 公安委員会は 前 項 の規定により第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行おうとするときは、 内

閣 府令で定めるところにより、 同号に掲げる講習を行う旨を当該講習に係る者に書面 で通知しなけ ればな

らない。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る通 知 を受け た者 は、 当 該 通 知を受け た 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 か 5 起算 L た 期間 (講習を受け な

とに つい て政令で定めるやむを得ない 理由  $\mathcal{O}$ ある者にあつて は、 当該 期 間 か ら当該事 · 情 0 存す る 期間 を除

1 た 期 間 が 通 算 して一 月を超えることとなるまでに、 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受け

なければならない。

第百二条 0 見出 しを ( 臨 時 適性検査等) に改め、 同 条第 項から第三項までを次のように改める。

者 以下この条にお 知 が 機 公安委員会は、 能 該 検 查 認  $\mathcal{O}$ 知 結 機 果 能 1 が 7 第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認 検 査 認 「基準・ を受け 知 症 該当者」 0 た お それ 日 以 という。 後に が あることを示すものとして内 次  $\mathcal{O}$ 各号 が 第  $\mathcal{O}$ 八 1 ず + れ 九 条 か 第 に該当することとなつたときを除 項  $\mathcal{O}$ 閣 府 免 許 令で定める基準 申 請 書を提 出 に L たときは、 該当するも そ そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 

が 対 第 公安委員会が指定する期限までに内閣 九十 条第一 項第一号の二に該当する者であるかどうかに 府令で定める要件を満たす医 つき、 臨時 師 に適 の診 性 断書を提出すべ 検査を行 \<u>'</u> 又 き旨を は その 者 ず に

き、

る

ものとする。

当

又はこ 百三条 この 0) 条 第 項か ( 第 項 5 第 五. 第三項 項を除く。) 号  $\mathcal{O}$ 一に くまでの 該当することとな 規定により 0) 規定によ 診 る適性: 断 書を提出 0 検査 た 疑 1 (第四 したとき。 が あ 項 ることを理  $\hat{O}$ 規 定に 由とし よるも たも  $\mathcal{O}$ に あ  $\mathcal{O}$ に つては、 限 る。 そ の者 を受け、 が第

たも 第七 項ただ  $\mathcal{O}$ に限 し書の る。 を 提 規 定によ 出 したとき。 り診 断書 (その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断

三 認 知 機 能検 査を受け、 基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 は、 こととなっ 公安委員会は、 その者が次 たかい どうか  $\mathcal{O}$ 各号 第百 に  $\mathcal{O}$ 一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したとき つき、 *(* ) ず h 臨 かに 時 該当するときを除き、 12 適 性 検査を行 V. 又は そ その の者が第百三条第一 者 に対 し公安委員会が 項 第 一 指 号の二に 定す ^る期限 該当する ま で

に 内 閣 府 令で定  $\otimes$ る要 件 を満 たす 医 師  $\mathcal{O}$ 診 断 書 を提 出 すべ き旨を命ずるも  $\mathcal{O}$ とす

当該 認 知 機 能 検査を受けた日以 /後に前 項各号の ١ ي ずれ かに該当することとなつたとき。

次項 の規定による適性検査を受け、 又は 同 項 0) 規定により診断 書を提出することとされているとき。

3

公安委員会は、

前条第三項の

規定により認

知

機

能

検査を受け

た者

が

基準該当者に該当したときは、

その

者 が 当 該 認 知 機 能 検査・ を受け た日 以 後に第一 項各号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に該当することとなつたときを除き、 そ  $\mathcal{O}$ 

者 が 第 百 条第 項 第 号の二に該当することとなっ たかどうか に つき、 臨 時 に 適 性 検 査 を行 \ \ 又 は そ

の者 に対 し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医 師 の診 断 書を提出すべき旨

を命ずるものとする。

第百二条第七項ただし書中 「第 項 か たら第四 項まで」 を 「第四 [項] に改 いめる。

第百三条の二第一 項第二号中 「第百十七条の二の二第一号」 の 下 に 第三号若しくは第七号」 を加え、

同 項第三号中 「第百十七条の二の二第三号若しくは第七号、

第 百 匹 条 の 二 の 二 第一 項 中 「者が」 の下に 「当該 免許に係る」 を加 える。

第 首 几 条 の二の三第 項 中 「行う」 を 行行 V ) 又 は 同 条 第 項 か 5 第三 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる命令をする」

に 改 め、 限 る。  $\mathcal{O}$ 下 に 「又は・ 当 該 命令 を受け 診 断 書 を 提 出 す ることとされ 7 1 る者 **免** 許 を受け た

に限る。 を加え、 同条 第三 項中 「第百二条第六項」 を 第 百 条 0) 七 第二項 0 規 定に よる通 知 を受け た

者 (免許を受けた者に限る。 が 同 条第三項 の規定に違反して当該通 知 に 係る認 知 機 能 検 査 を受け ない لح 認

8 るとき、 同 · 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る通 知を受け た者 (免許を受け た者 に限 る。 が 同 条 第 六 項 0) 規 定に 違 反

た者 ( 免 許 を 受け た 者に 限 る。 が 当 該 命 令 に 違 反 L た と認 め るとき ( 第 項 前 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 免 許  $\mathcal{O}$ 効 分

して

当

該

通

知

に

係

る

講習を受け

な

1

と

認

めるとき、

第百二条第

項

かか

5

第三

項

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

命

令を受け

の停 止 を受け た者 に あつ て は 当該 停 止  $\mathcal{O}$ 期 間 が 満 了 す るま で  $\mathcal{O}$ 間 に 命令に応じ ない · と認 8 るとき) 又 は 同

六 項」 に改め、 は、」 の下に 「第百 \_\_\_ 条の七 第三項若 しくは第六 、項に規・ 定する期 間 が 通 算 7 月

となる日、 第百二条第 項 か 5 第三項までに 規定する 期 限  $\mathcal{O}$ 満 了  $\mathcal{O}$ 日 又は」 を加 え、 同 項 ただし 書 中 「ただ

の 下 に

当

該

認知機能

能

検査を受けないこと、

当該

講習を受けないこと、

当該

命令に応じないこと又は

該 習を受け て当 命 を加え、 令に応じたとき又は」 該 な 通 同条第四項中 1 知 と認 12 係 る  $\Diamond$ 認 るとき、 知 機 「その者が」 能 を加え、 第 検 百二条 査 一を受け 同 · 条第 の 下 に 第 な 項 五 1 と 認 か 項 「当該認 中 5 第三 8 「第百二条第七項」 るとき、 項 知 機能 ま で  $\mathcal{O}$ 同 検査を受けたとき、 条第六 規 定に、 ょ 項 を る  $\mathcal{O}$ 第 命 規 令 定 百 に に 条の七 当該講習を受けたとき、 違 違 反 反 L L 7 第三 たと認 当 該 項  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 通 るとき又 知 規 定に に 係 る 違 当 は 講 反

第百六条中 「第九 十条第八項」 の 下 に 第百二条第 項から第三項まで」を加える。 同

条

第

七

項」

に改

8

る。

該 を受けた者 通 第 同 百六条の二第二 条 知 に係 第 五. る に 項 限 講習を受け  $\mathcal{O}$ 規 る。 定 項 に 中 ょ が な る 同 第百二条第六 7 通 条 第三 と認めるとき、 知 を受け 項  $\mathcal{O}$ た者 規 定 項」 に 第百二条第 仮 違 を 免 反 「第 して当 許 を受け 百 条 該 項か た者 通 の七 知 に限 第二 ら第三 に 係 項 る。 る 項 認  $\mathcal{O}$ へま で 規 知 定に が 機  $\mathcal{O}$ 能 同 よる 規定に 検 条 第 査 を受け 通 六 ょ 知 項 る を受けた者  $\mathcal{O}$ 命 な 規 令を受けた者 定 1 لح に 認 違 反  $\Diamond$ (仮 るとき l 免許 7 当

条

O

七

第三

項若しく

は

第六十

項

E

規定す

、る期間

が

通

算

L

て一月となる日、

第百二条第

項

か

5

第三項

まで

に

規

定する期限

 $\mathcal{O}$ 

満

了

 $\mathcal{O}$ 

日

又

は

同

(条第七)

項」

に改

め、

同

項ただし書中

「ただし、

の 下 に

「当該

認

知

機

能

検

査

を

仮

免

許を受け

た者

に限る。

が

\*当該

命令に違反したと認めるとき又は同

条第六項」

に、

同

項」

を

百

受けないこと、 当該講習を受けないこと、 当該命令に応じないこと又は」を加える。

第百八条の二第 項第四号及び第八号中 中 型免許」 の 下 に 準中型: 一免許」 を加い え、 同項第十二号中

又は 第 八十 九 条第 項」 を 第八十-九 条第一 項」 に 改 め、 特 定 取 消 処分者」 0 下に 又 は第 百 条  $\mathcal{O}$ 七

第 五 項  $\mathcal{O}$ 規 定 によ る 通 知を受け た者」 を加 え、 同 条 第 匝 項 中 又 は 第 百 条  $\mathcal{O}$ 兀 第二 項」 を 第 百 条  $\dot{O}$ 

四第二項又は第百一条の七第四項」に改める。

第百十八条第一項第七号中「第九項」を「第十項」に改める。

第百二十一条第 項第九号の三中 「若しくは第二項」 を 「から第三項まで」に、 「の規定」 を 「若しくは

第二項の規定」に改める。

第百二十五 条第 項 第 号中 「第 九 項」 を 「 第 +項 に改 8 る。

附 則第二十二条中 「第七十一条の五第二 |項」を「第七十一 条の 五第三項」 に、 「同条第三項」を「同条第

四項」に改める。

別 表 第一 及び 別表第二中 「中型自動車」 の 下 に 準中型自動車」 を加える。

附則

## (施行期日)

第一 条 ک 0) 法 律 は、 公布 O日 カン ら起算して二年を超えない範 囲内に お į, . て 政令で定め る日から 施 行する。

ただ 第 百三 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並 びに 附 則 第十条及 び 第 + 兀 条 か ら第 十六条 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 公布

の日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 こ の 法 律 に よる改 正前の道 路交通法 ( 以 下 旧 法」という。) 第八十四条第三項  $\mathcal{O}$ 中 型自 動 車 免 許

〇 以 下 旧 法 中 型 一免許」 という。 同 項  $\mathcal{O}$ 普 通 自 動 車 · 免 許 ( 以 下 旧 法 普 通 免許」 とい う。 同 条 第

兀 項  $\mathcal{O}$ 中 型 自 動 車 第二 種 免許 ( 以 下 旧 法 中 -型第二 種 免 許 という。 同 項  $\mathcal{O}$ 普 通 自 動 車 第 種 免 許

以 下 旧 法 普 通 第 種 免 許 とい う。 同 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 中 型 自 動 車 仮 免 許 以 下 旧 法 中 型 仮 免 許

う。 及 び 同 項  $\mathcal{O}$ 普 通 自 動 車 仮 免 許 以 下 旧 法 普 通 仮 免許」 とい 、 う。 ) は、 次  $\mathcal{O}$ 各号 に 掲げ る 区 分 に 応

じ、 それ ぞ れ 当 該 各号に定めるこの 法律 に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ )道路· 交通法 ( 以 下 新 法 とい う。 第 八 + 匹 条

第三 項  $\mathcal{O}$ 中 型自 動 車 免 許 ( 以 下 中 型免許」 という。) 同 項  $\hat{O}$ 準 中 型自 動 車 免 許 ( 以 下 準 中 型 免 許

という。 同 項  $\mathcal{O}$ 普 通 自 動 車 -免 許 (以下 「普通 免許」 という。 同 条 第四 項  $\hat{O}$ 中 型 自 動 車 第 種 免許

( 以 下 「中型第二 種 党。 という。) 同 項  $\mathcal{O}$ 普通自引 1動車 第二 一種免許 ( 以 下 「普通第二 種免許. という。

同 条 第 五項  $\mathcal{O}$ 中 型 自 動 車 仮 免許 ( 以 下 中 型仮 免許」 という。 及び 同 項 0) ·普通· 自 動 車 仮 免許 ( 以 下

「普通仮免許」という。)とみなす。

一 旧法中型免許 中型免許

旧 法 普 通 免 許 で、 次 号に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ 以 外 0) ŧ  $\mathcal{O}$ 新法 第 九  $\dot{+}$ 条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り、 運 転 することが で き

る新法 第三条 0) 準 中 型 自 動 車 ( 第 五. 号に お 1 7 潍 中 型 自 動 車」 とい う。 が 旧 法 第三 条  $\mathcal{O}$ 普 通 自 動 車

〇 以 下 一旧 法 普 通 自 動 車 لح *(* ) う。 に 相 当す るも  $\mathcal{O}$ に 限 定され 7 ζÌ る準 中 型 免 許

三 旧 法 普 通 免 許 で、 旧 法 第 九 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り、 運 転 す ることが できる 旧 法 普 通 自 動 車 が 新 法

普 通 自 動 車 第六 、号に お 1 7 普 通 自 動 車 とい う。 に相当する Ł  $\mathcal{O}$ に 限 定 さ れ 7 1 る Ł  $\mathcal{O}$ 普 通

免許

 $\mathcal{O}$ 

四 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

五. 旧 法 普 通第 種 免 許 で、 次号に 撂 げるも  $\mathcal{O}$ 以外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 新法第-九十一 条の 規定に ょ り、 運 転

が できる新法 第三 条  $\bigcirc$ 中 型 自 動 車 が なく、 カュ つ、 運転することができる準 中 型 自 動 車 が 旧 法 普 通 自 動 車

第

条

に相当するものに限定されている中型第二種免許

六 旧 法 普 通第 種 免許 で、 旧 法 第 九 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に により、 運転することができる旧法普通自動 車 ずが普通

自 動 車 に 相当するも  $\mathcal{O}$ に 限定され 7 7) るも  $\mathcal{O}$ 普 通 第二 種 免 許

七 旧法中型仮免許 中型仮免許

八 旧法普通仮免許 普通仮免許

第三条 ک 0) 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現にされ ている次の各号に掲げる運転免許の申請 は、 それぞれ当該各号に定め

る運転免許の申請とみなす。

旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

五 旧法中型仮免許 中型仮免許

六 旧法普通仮免許 普通仮免許

第四 \_ 条 前 条に規定するもの 0 ほ か、 旧 法  $\mathcal{O}$ 規定により )旧法· 中型免許、 旧法 普 通免許、 旧 法中 型第二 種 免

許 旧 法 普 通 第 種 免 許、 旧 法 中 型 仮 免許 又 は 旧 法 普 通 仮 免 許に 0 7) てし た処分、 手 <del>,</del>続 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 行 は、

新 法  $\mathcal{O}$ 相 当する 規 定に ょ ŋ 附 則 第 条各号に · 掲 げ る 区 分に応じ、 そ れ ぞれ当該 各号に定 8 る 運 転 免 許 に 0

1 7 L た 処 分、 手 続 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 行 為と 4 な

第五 条 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 旧 法 中 ·型 免 許 旧法 普 通 免許、 旧法 中 型第 種 免 許、 旧 法 普 通 第二 種 免 許

旧 法 中 型仮 免免 許 又は 旧 法 . 普 通 仮 免 許 に係 る運 転 免許 試 験に合格 して旧 法 の規. 流定によっ る運 転 免許、 を受けて

1 な 1 者 は 附 則 第二条 各号に · 掲 げ る区分に応じ、 それぞれ当該各号に定め る 運転 免許 に 係 る 運 転 免 許 試

験に合格した者とみなす。

第六 条 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 附 則 第二条 第一 号 に 定  $\Diamond$ る 運 転 免 許 に係 る 運 転 免 許 試 験 12 合格 L た者と み な され

る者 は、 新 法 第 九 十条 の 二 の 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 7 7 は 普 通 免 許を受けようとする者とみなす。

2 は 前 新 条 法  $\mathcal{O}$ 第 規 九十 定に 条 ょ の 二 り 附  $\mathcal{O}$ 則 第二 規 定 条第五  $\mathcal{O}$ 適 用 号に定 12 つい 7 8 は る運 普 転 通 免 第二 許 に係 種 免許 る運転 を受けようとする者とみなす。 免許 試 験に合格 した者とみなされる者

第七 条 附 則 第二 条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ ŋ 準 中 -型免許、 とみなされ る旧 法 普通 免許を受けてい 、 る 者 (次項に 規定する者

該 項」 を除 る お お 用 り、 法 に 免 1 と つい 許 て 律  $\mathcal{O}$ か 旧 平 新 て 効 つ、 成 は、 力 法 法 に対する新法第七十一条第 第 が 現に受けて 停 という。 七 新 七 + 法 止 さ 第 年 れ 条 七 法 十 一 7 7  $\mathcal{O}$ 律 る準 **(** ) 第  $\mathcal{O}$ 五. 条第 た 規 第 定に 中 期 間 項 五 型 よる普 中 を除 号) 号 自 五号  $\mathcal{O}$ 動 に <\_ 車 に 兀 · 免 許 準 中  $\mathcal{O}$ ょ 通 る 中 四、 自 第 が を受け 改 型 動 自 七 第七 通 車 正 算  $\bar{+}$ 免 前 動 た日前 + 車 許 <del>---</del> して二  $\mathcal{O}$ 条 免 道 条 と、 許 路  $\bigcirc$ 年  $\mathcal{O}$ に当 五. 交通 以上 とあ 五第 第二 該 及 法 項」 であ 普 び る 一項及び第百条の二第 以  $\mathcal{O}$ 通 同 とあ 下 る者を除 自 は 項 この 動  $\mathcal{O}$ に 普 る 車 道 項  $\mathcal{O}$ 免 通 \frac{1}{2} 許 及 路 は 自 を受け 交  $\mathcal{U}$ 動 「第七 とあ 通 第 車 免 法 百 る + -7 許 条  $\mathcal{O}$ 項 を  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ た 現 部 条  $\mathcal{O}$ は 規定 に受 期 第 を改  $\mathcal{O}$ 「を 間 五 け 項 正 除 第  $\mathcal{O}$ **当** Ź 12 適 < す

る 自 動 普 車 動 等 車 通 を 自 لح 動 あ とあ 車 に る 相 る  $\mathcal{O}$ 当す は  $\mathcal{O}$ は んる自動 7 当 う。 該 車。 自 に 動 当 以 車 下 を 該 同 免 と 許 12 係 新 る 法 と 免 第 許 百 同 自 条 項第 の 二 動 車 第 二号 等 準 中 項 中 中 当 型 該免許 免 1 う。 許 に لح あ に 同 0 7 当  $\mathcal{O}$ は 該 種 免 類 許 旧  $\mathcal{O}$ 法 に 免  $\mathcal{O}$ 係 許 規定 る 免 とあ に 許 ょ 自

準

中

型

自

動

車

 $\bigcirc$ 

لح

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

旧

法

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

普

通

自

動

車

12

相

当す

る自

動

車

 $\bigcirc$ 

٢,

準

中

型

附 則 第 条第二号に規 定 す る限 定 が 解除された者に対する新法第七 十 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項 及 び第百条 か 二 第

2

る

 $\mathcal{O}$ 

は

旧

法

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

ょ

る普

通

免

許

部 項 を改  $\mathcal{O}$ 規 定 正 する  $\mathcal{O}$ 適 法 用 律 について 伞 成二十 は、 新法第七 七 年 法 律 第 + 条  $\mathcal{O}$ 号。 五. 第 以下こ 項 中  $\mathcal{O}$ 「者で、 項に お V) とあるの て 平 成二十 は 「 者 七 で、 年 改 道 路 正 法 交通 と 法 う  $\mathcal{O}$ 

解 除 日 附 則 とい 第二条第二号 う。 か 5 に 規 定す Ź 当 限 定 該 免 が 許 解 除 受 され け た た 日 前 以 六 下 <u>こ</u>の 以 内 項 に 準 及 T 中 第 型 百 条 動 車  $\mathcal{O}$ 免 第 許 受 項 け 12 お 1 たことが 7 限 定

を

日

月

自

を

て

る あ 進 る者そ 中 型 自 0) 他 動 車  $\mathcal{O}$ 者 免 「で政令」 許 を受け で定め た 日 るも 前 に 当該  $\mathcal{O}$ 及 普 U 通 同 自 項 動  $\mathcal{O}$ 車 普 免 通 許 自 を受け 動 車 免 Ź 許 1 を た 現 に 期 受け 間 7 とあ お り、 る  $\mathcal{O}$ か つ、 は 限 現 定 に . 受け 解 除 日 7 前 1

に 当 該 免 許 を受け て 1 た 期 間 平 成二十七 年 改 正 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 平 -成二十· 七 年 改 正 法 12 ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 道

路 交 通 法  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 普 通 自 動 車 免 許 を受け 7 1 た 期 間 及 び 同 日 以 後 に . 当 該 進 中 型 自 動 車 免 許 を受け 7 い

た お 期 1 て 間 同 ľ, 1 ず れ が ŧ 通 算 L て 二 が 年 通 以 算 上で L て二年 ある者そ 以 上  $\mathcal{O}$ で 他 あ 政 る 合で定 とあ  $\Diamond$ る Ś  $\mathcal{O}$ は ٢, 「を 新 1 う。 法 第 第 百 条 百 か 二 条  $\mathcal{O}$ 第 第 項 中 項 第 当 五 該 号 に 免

を受け た日」 と ある  $\mathcal{O}$ は 限 定 解 除 日 と 同 項 第 五号中 普 通 免 許 を現に受け 7 お り、 か つ、 当 該 潍

中 型免; 許 を受け た 日 前 に 当該 普 通 免 許 とあ る  $\mathcal{O}$ は 限 定 解 除 日 前 に当 該 免許」 期 間 (当該 免 許  $\mathcal{O}$ 

効 分 が · 停 止 され 7 1 た期 間 を除く。 とあるの は 期 間 とする。

(臨時認知機能検査に関する経過措置)

第 八 条 新 法 第 百 条  $\mathcal{O}$ 七 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 次 条に お **,** \ 7 「施行 日 という。 以後

に され た 同 項 E 規 定す る 政 令 で定  $\Diamond$ る 行 為 次 条 12 規 定する。 者が 旧 法 第 百 二条 第 項 に 規 定す る政 令 で 定

 $\Diamond$ る 行 為 を 7 次 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よ り な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よることとされ る場 一合に お け る当 該 行 為 を除 に

いて適用する。

臨時適性検査に関する経過措置)

第 九 条 施 行 日 前 に 旧 法 第 九 + 七 条 の 二 第一 項第三号若しくは第五号又は第 百 条  $\mathcal{O}$ 匹 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ n

認 知 機 能 検 査 施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 直 近 15 お *\*\ て受け た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限る。 を受け た者 间 法 第 百二 一条第 項 に 規 定 す

る 基 準 該 当 者 で あ る者 に 限 る。 に 対する当 該 認 知 機 能 検 査 に 係 る 臨 時 適 性 検 査 に 0 1 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 

例による。

免許の効力の仮停止等に関する経過措置

第十 条 附 則 第 条 ただだ L 書 に 規 定す Ź 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に L た行 為に係る免許を受け た者 **国** 際 運 転 免 許 証 又

は 外 国 運 転 免許 証 を 所持 する者を含む。) に対する警察署長 による 免 許  $\mathcal{O}$ 効 力  $\mathcal{O}$ 停 止 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 運 転  $\mathcal{O}$ 

禁止を含む。) に . つ い ては、 新法第百三条の二第一項 (新法第百七条の 五第十項におい て準用する場合を

含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第十 条 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に L た 行 為に対 する罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

第十三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 前に し た行為に対する反則行為  $\mathcal{O}$ 取 扱 7 に 関 l て は、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。

(政令への委任)

第十二条

この

法

律

 $\mathcal{O}$ 

施

行

前

に

た行

為に係

る放置

違

反

金

 $\mathcal{O}$ 

取

扱

11

に

関

L

て

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

. よる。

第十 应 条 ک  $\mathcal{O}$ 附 則 に 規定するも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 0 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 に 関 L 必 要な経過 措 置 罰 則 12 関 する経 過 措 置

を含む。)は、政令で定める。

(土砂等を運搬 す る大型自 動 車 に よる交通 事 故  $\mathcal{O}$ 防 止 等に関 する特別措 置 法 0 部 改正

第十五条 土 砂 等 を 運 搬 す る大型自 動 車 に よる交通事 故  $\mathcal{O}$ 防 止 等に関 する特別措 置 法 (昭 和 匹 十二年 法 律第

百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七 条第 項第二号中 「第百十七 条の二の二第一 号 の 下 に 第三号若しくは第七 号 を加え、 同 項

第三号中「第百十七条の二の二第三号若しくは第七号、 を削る。

(土砂等を運搬 す る大型自 動 車による交通 事 故  $\mathcal{O}$ 防 止 等 に 関 はする特別 別措置法 の — 部改 Ē に伴う経過措置)

第十六条 前 条の 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行前に Ĺ た行為に係る土砂 等 運 搬 大 型 自 動 車  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 制 限 及 び 禁 止 に 0 ١, ては、

同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 により る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 土 砂 等 を 運 搬 す る大型 自 動 車 に よ る交通 事 故  $\mathcal{O}$ 防 止 等に 関 する 特 別 措 置 法 第七

条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

最近  $\mathcal{O}$ 交通情勢に 鑑 み、 七十五歳以 上の運転者に対する臨時  $\mathcal{O}$ 認 知 機能検査制度を導入するとともに、 運

転 免許  $\mathcal{O}$ 種 類として準中型自 動 車免許 を新設する等  $\mathcal{O}$ 必 要が、 ある。 これ が、この 法律案を提出する理由 で あ